

回数券（旧料金）の取扱いについて

回数券（旧料金）の有効期限は、**平成25年3月31日**までです。

期限切れ回数券（旧料金）の取扱いは、下記のとおりです。

【 期限切れ回数券の取扱い 】

- ①未利用分を払戻し（払戻し可能期間：平成26年3月31日まで）
- ②現行料金との差額を現金で支払い利用

差額とは

◆体育館回数券：80円

回数券（旧料金）1枚あたりの金額

3,500円 ÷ 11枚 ≒ 320円（10円単位に切り上げ）

現行料金との差額

400円（現行料金） - 320円（旧回数券1枚あたりの金額） = 80円（差額）

◆プール回数券：120円

回数券（旧料金）1枚あたりの金額

3,000円 ÷ 11枚 ≒ 280円（10円単位に切り上げ）

現行料金との差額

400円（現行料金） - 280円（旧回数券1枚あたりの金額） = 120円（差額）

◆サウナ回数券：330円

回数券（旧料金）1枚あたりの金額

4,000円 ÷ 6枚 ≒ 670円（10円単位に切り上げ）

現行料金との差額

1,000円（現行料金） - 670円（旧回数券1枚あたりの金額） = 330円（差額）

なお、詳細は、各施設受付窓口にお問合せください。